

令和元年度第 19 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 2 年 1 月 14 日

担当部・課：復興政策部 S D G s 地域戦略推進室〔内線 4213〕

①件 名
石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の附属機関への位置付けについて
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。 これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」について、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 これまで要綱により設置していた「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号） (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/> 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 29 年 5 月 17 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
⑤主要内容
<p>1 設 置 「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進行管理及び地方創生に関する市民各層の意見、要望等を反映させるため、「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を設置する。</p> <p>2 組 織 委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 地域において活動する団体から推薦された者 (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>3 任 期 委員の任期は 1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 また、委員は再任されることができる。</p>

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、現在、要綱設置されている「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を地方自治法上の附属機関として位置付けることにより、適正な運用が図られる。

	新	旧
設置根拠	設置条例	設置要綱
支払科目	1節 報酬	8節 報償費
単価（報酬・報償）	9,500円	5,000円
費用弁償	実費弁償	報償費に含む
委員20名	190,000円+実費弁償	100,000円

⑦他の自治体の政策との比較検討

【総合戦略の評価検証に係る外部組織の設置状況】

- ・宮城県 行政評価委員会【条例】
- ・登米市 総合計画審議会【条例】
- ・栗原市 総合計画審議会【条例】
- ・富谷市 総合計画審議会【条例】

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3月 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

⑨その他

令和元年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 1 月 14 日

担当部・課：復興政策部地域振興課〔内線 4243〕

① 件 名	石巻市総合交通戦略審議会を設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。 これに伴い、要綱により設置している委員会等のうち、調査、研究又は審議機関等である委員会等については、その役割や機能から附属機関として位置づけることが適切であり、条例により設置することが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 要綱により設置している石巻市地域公共交通会議において、これまで審議を行ってきた石巻市総合交通戦略の策定、変更等に関する事項については、条例設置による審議会により審議することが適切であることから、要綱から分離し附属機関として位置付けを行うことにより、適正な運用を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 石巻市総合交通戦略審議会 (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号） (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成 29 年 5 月 17 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
⑤主な内容	<p>1 設置 市長の諮問に応じ、石巻市総合交通戦略の変更等について審議するため、石巻市地域公共交通戦略審議会を設置する。</p> <p>2 組織 審議会の委員は 30 人以内をもって組織する。 (1) 学識経験者 (2) 関係機関職員 (3) 関係運送事業者 (4) 住民及び利用者の代表者 (5) 市長が必要と認める者</p> <p>3 任期 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 また、委員は再任されることができる。</p>

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るとともに、持続可能な地域交通ネットワークの再構築が図られる。

	新	旧
設置根拠	設置条例	設置要綱
支払科目	1節 報酬	8節 報償費
単価（報酬・報償）	9,500円	9,500円
費用弁償	実費弁償	実費弁償
委員18名	171,000円+実費弁償	171,000円+実費弁償

※行政関係者は除く。

⑦他の自治体の政策との比較検討

【県内で類似会議等を条例設置している市町村】

・白石市

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市総合交通戦略審議会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案
（施行予定年月日：令和2年4月1日）
3月 石巻市地域公共交通会議設置要綱の一部改正（令和2年4月1日施行）

⑨その他

令和元年度第 19 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 2 年 1 月 14 日

担当部・課：総務部秘書広報課〔内線 4014〕

① 件名
石巻市市政功労者表彰推薦委員会の附属機関への位置付けについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。</p> <p>市政功労表彰候補者の推薦を行う石巻市市政功労者表彰推薦委員会の組織運営から、附属機関と位置付けることが適切と判断される。</p> <p>【目的】</p> <p>これまで規則において設置していた石巻市市政功労者表彰推薦委員会について、適正な運用を図るため、附属機関として位置付けを行うとともに、市政功労者に係る欠格条項を明確にするもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号） 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 17 年 7 月 15 日 石巻市表彰に関する条例の公布（同日施行）</p> <p>平成 29 年 5 月 17 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 （令和 2 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>1 設置</p> <p>市政功労表彰の候補者を推薦するため、石巻市市政功労者表彰推薦委員会を置く。</p> <p>2 組織及び運営</p> <p>(1) 委員 10 人以内をもって組織し、学識経験者等から市長が委嘱する。</p> <p>(2) 委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>(3) 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。</p> <p>(4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(5) 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。</p> <p>3 任期</p> <p>委員の任期は、委嘱の日から当該年度の表彰日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員は再任されることができる。</p> <p>4 市政功労者に係る欠格条項</p> <p>(1) 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者</p> <p>(2) 年度を超えて市税を滞納しているもの</p> <p>(3) 功労者にふさわしくない行為があったもの</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
【影響・効果】 市政功労者表彰推薦委員会について、適正な運用が図られる。		
	新	旧
設置根拠	条例	条例施行規則
支払科目	1節 報酬	1節 報酬
単価（報酬・報償）	9,500円	9,500円
費用弁償	実費弁償	実費弁償
委員10名	95,000円+実費弁償	95,000円+実費弁償
⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
現在、県内で学識経験者等による表彰候補者の審査や選考委員会を条例で位置付けている市・塩竈市、白石市、多賀城市		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市表彰に関する条例及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和2年4月1日）		
3月 石巻市表彰に関する条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和2年4月1日）		
⑨ その他		

令和元年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和 2 年 1 月 14 日
 担当部・課：総務部管財課〔内線 4085〕

① 件 名
石巻市プロポーザル選定委員会の附属機関への位置付けについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。 これに伴い、本市のプロポーザル方式による業者選定については、石巻市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき、所管課において、選定委員会設置要綱を策定することとしている。今後は、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 これまでは要綱により設置していたそれぞれの所管に伴うプロポーザル選定委員会について、適正な運用を図るため、附属機関として位置付けを行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号） (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 29 年 5 月 17 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 （令和 2 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>1 設 置 プロポーザル方式により市が業務委託、建設工事その他の契約を締結する場合の契約の相手方の候補者の選定を行うため、契約案件ごとに石巻市プロポーザル選定委員会を置く。</p> <p>2 組 織 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 市職員 (3) その他市長が必要と認める者</p> <p>3 任 期 任命の日から候補者が選定される日までの間とする。委員が欠けた場合は補充する。</p> <p>4 庶 務 委員会の庶務は、プロポーザル方式による契約案件を所管する部署において処理をする。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 プロポーザル選定委員会について、適正な運用が図られる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市プロポーザル選定委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）
⑨ その他

令和元年度第 19 回庁議提案 審議 ・ 報告 ・ その他

提出日：令和 2 年 1 月 14 日

担当部・課：財務部行政経営課〔内線 5213〕

①件名
石巻市行財政改革推進委員会の設置について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。 これに伴い、本市専門委員として設置されている石巻市行政経営戦略会議について、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 これまでは要綱により設置していた石巻市行政経営戦略会議について、適正な運用を図るため、附属機関として位置付けを行うこととし、様々な行財政改革の審議を行うことから、石巻市行財政改革推進委員会と名称を改め設置する。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号） (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/> 無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 29 年 5 月 17 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
⑤主要内容
<p>1 設置 市長の諮問に応じ、行財政改革その他経営的視点に立った行政運営の推進に関する重要事項を審議するため、石巻市行財政改革推進委員会を置く。</p> <p>2 組織 委員 8 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 市政に関し優れた識見を有する者 (2) 行財政改革に強い関心を有する市民 (3) その他、市長が特に必要と認める者</p> <p>3 任期 委員の任期は、2 年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 また、委員は再任されることができる。</p>

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

行財政運営について、専門家や一般の市民の方々に意見を求めることにより、幅広い見地から考え方を取り入れることができ、本市の行財政改革の適正な推進を図ることができる。

	新	旧
設置根拠	設置条例	設置要綱
支払科目	1節 報酬	1節 報酬
単価（報酬・報償）	9,500円	9,500円
費用弁償	実費弁償	実費弁償
委員8名	76,000円+実費弁償	76,000円+実費弁償

⑦他の自治体の政策との比較検討

【行財政運営に係る宮城県内の類似委員会等の設置状況】

- ・宮城県 行政経営推進委員会条例（平成18年7月12日設置）
- ・東松島市 東松島市行政改革審議会条例（平成17年4月1日設置）

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市行財政改革推進委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3月 石巻市行政経営戦略会議設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

⑨その他

令和元年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 1 月 14 日

担当部・課：財務部行政経営課〔内線 5 2 1 3〕

① 件名	指定管理者候補者選定委員会の附属機関への位置付けについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。 公の施設に係る指定管理者の候補者の選定を行う指定管理者候補者選定委員会の役割や機能から附属機関と位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 指定管理者候補者選定委員会について、適正な運用を図るため、附属機関として位置付けを行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号） (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成 17 年 12 月 19 日 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の公布 （平成 18 年 1 月 1 日施行）</p> <p>平成 29 年 5 月 17 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 （令和 2 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容	石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例について、指定管理者候補者選定委員会の設置等に関する規定を設ける。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 指定管理者候補者選定委員会について、適正な運用が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>【現在県内で指定管理者候補者選定委員会を条例で位置づけている自治体】 ・宮城県 ・県内他市（白石市、大崎市）</p>

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）
⑨その他

令和元年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 1 月 14 日

担当部・課：健康部健康推進課〔内線 2412〕

① 件名	石巻市健康増進計画推進委員会の附属機関への位置付けについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。 これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市健康増進計画推進委員会」について、本委員会の委員における地方公務員法上の身分を整理するとともに、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 これまで要綱により設置されていた「石巻市健康増進計画推進委員会」について、地方自治法上の附属機関として条例に位置付けるとともに、要綱中に規定のあった検討部会の項目については、「石巻市健康増進計画庁内検討部会設置要綱」を新たに制定し、適切な運営を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号） (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【〔個別計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成 29 年 5 月 17 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
⑤ 主な内容	<p>【石巻市健康増進計画推進委員会】</p> <p>1 設置 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき策定した石巻市健康増進計画の推進を図るため、石巻市健康増進計画推進委員会を設置する。</p> <p>2 組織 委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 保健医療に携わる者 (3) 福祉業務に携わる者 (4) 健康に関する各種団体に所属する者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 学校保健に携わる者 (7) 事業所等産業保健に携わる者 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者</p> <p>3 任期 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 また、委員は再任されることができる。</p>

【石巻市健康増進計画庁内検討部会】

- 1 設置 石巻市健康増進計画の推進に当たり、関係各課との連携を密にし、円滑かつ効率的な石巻市健康増進計画推進委員会の運営に資するため、石巻市健康増進計画庁内検討部会を設置する。
- 2 所掌事項 (1) 増進計画の策定及び見直しに関すること。
(2) 前号に掲げるもののほか、増進計画の策定及び評価に関し必要と認めること。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

健康増進計画の策定や評価について、学識経験者や健康に関する各種団体などから意見を求めることにより、幅広い見地から考え方を取り入れることができ、本市の健康増進計画の適正な推進を図ることができる。

(石巻市健康増進計画推進委員会)

	新	旧
設置根拠	設置条例	設置要綱
支払科目	1節 報酬	8節 報償費
単価（報酬・報償）	9,500円	9,500円
費用弁償	実費弁償	実費弁償
委員20名	190,000円+実費弁償	190,000円+実費弁償

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【健康増進計画の策定等にかかる宮城県内の類似委員会の設置状況】

- ・白石市 白石市健康づくり推進協議会条例
- ・塩竈市 健康しおがま21プラン推進委員会条例
- ・富谷市 富谷市健康づくり推進協議会条例

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- | | |
|--------|---|
| 令和2年2月 | 市議会第1回定例会に、石巻市健康増進計画推進委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日） |
| 3月 | 石巻市健康増進計画推進委員会設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）
石巻市健康増進計画庁内検討部会設置要綱の制定（施行予定年月日：令和2年4月1日） |

⑨ その他

令和元年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 1 月 14 日

担当部・課：健康部介護保険課〔内線 2443〕

① 件 名	石巻市地域密着型サービス運営委員会の附属機関への位置付けについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。 これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市地域密着型サービス運営委員会」について、本委員会の委員における地方公務員法上の身分を整理するとともに、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 これまでの要綱により設置されていた「石巻市地域密着型サービス運営委員会」について、地方自治法上の付属機関として位置づけ、適切な運営を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号） (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成 29 年 5 月 17 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
⑤ 主な内容	<p>1 設 置 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス及び同法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するため、「石巻市地域密着型サービス運営委員会」を設置する。</p> <p>2 組 織 委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 介護保険の被保険者 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者 (3) 地域における保健・医療・福祉関係者 (4) 学識経験者 (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>3 任 期 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 また、委員は再任されることができる。</p>

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

地域密着型サービスの事業者指定等について介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図ることにより、石巻市地域密着型サービスの適正な運営を確保することができる。

	新	旧
設置根拠	設置条例	設置要綱
支払科目	1節 報酬	8節 報償費
単価（報酬・報償）	9,500円	9,500円
費用弁償	実費弁償	実費弁償
委員10名	95,000円+実費弁償	95,000円+実費弁償

⑦他の自治体の政策との比較検討

【石巻市地域密着型サービス運営委員会の類似委員会の設置状況】

- ・ 条例による設置 塩竈市、角田市
- ・ 規則による設置 仙台市、大崎市
- ・ 要綱による設置 岩沼市、気仙沼市、名取市

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市地域密着型サービス運営委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3月 石巻市地域密着型サービス運営委員会設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

⑨その他

令和元年度第 19 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出日：令和 2 年 1 月 14 日
 担当部・課：福祉部福祉総務課〔内線 2458〕

①件名	
石巻市地域福祉委員会の附属機関への位置付けについて	
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。 これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市地域福祉委員会」について、本委員会の委員における地方公務員法上の身分を整理するとともに、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 これまで要綱により設置していた「石巻市地域福祉委員会」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図る。</p>	
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号） (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>	
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成 29 年 5 月 17 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 （令和 2 年 4 月 1 日施行）	
⑤主な内容	
1 設置	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく「石巻市地域福祉計画」の策定及び推進を図るため、「石巻市地域福祉委員会」を設置する。
2 組織	委員 17 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 地域住民の組織に所属する者 (2) 学識経験を有する者 (3) 福祉業務に携わる者 (4) 各種福祉団体に関係する者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 地域福祉に関心を有する者で一般公募によるもの (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
3 任期	委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 また、委員は再任されることができる。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、現在、要綱設置されている「石巻市地域福祉委員会」を地方自治法上の附属機関として位置付けることにより、適正な運用が図られる。

	新	旧
設置根拠	設置条例	設置要綱
支払科目	1節 報酬	8節 報償費
単価（報酬・報償）	9,500円	9,500円
費用弁償	実費弁償	実費弁償
委員14名	133,000円+実費弁償	133,000円+実費弁償

※行政関係者は除く。

⑦他の自治体の政策との比較検討

【地域福祉委員会委員の条例による設置状況】

・美里町 地域福祉計画策定委員会条例

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市地域福祉委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）
 3月 石巻市地域福祉委員会設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

⑨その他

令和元年度第 1 9 回庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和 2 年 1 月 1 4 日
 担当部・課：福祉部福祉総務課〔内線 2453〕

①件 名
石巻市老人ホーム入所判定委員会の附属機関への位置付けについて
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。</p> <p>これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市老人ホーム入所判定委員会」について、本委員会の委員における地方公務員法上の身分を整理するとともに、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】</p> <p>これまで要綱により設置していた「石巻市老人ホーム入所判定委員会」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>(1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号） (2) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） (3) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 2 9 年 5 月 1 7 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 （令和 2 年 4 月 1 日施行）
⑤主要内容
<p>1 設 置 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条の規定に基づく老人ホームへの入所措置の要否について判定することを目的として、「石巻市老人ホーム入所判定委員会」を設置する。</p> <p>2 組 織 委員 7 人で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 宮城県石巻保健所長 (2) 内科医師 1 人 (3) 精神科医師 1 人 (4) 老人福祉施設を代表する者 1 人 (5) 地域包括支援センターを代表する者 1 人 (6) 社会福祉事務所の職員 2 人</p> <p>3 任 期 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 また、委員は再任されることができる。</p>

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、現在、要綱設置されている「石巻市老人ホーム入所判定委員会」を地方自治法上の附属機関として位置付けることにより、適正な運用が図られる。

	新	旧
設置根拠	設置条例	設置要綱
支払科目	1節 報酬	8節 報償費
報酬単価	9,500円	9,500円
費用弁償	実費弁償	実費弁償
委員4名	38,000円+実費弁償	38,000円+実費弁償

※行政関係者等は除く。

⑦他の自治体の政策との比較検討

【老人ホーム入所判定委員会の条例による設置状況】

・気仙沼市老人ホーム入所判定委員会条例（令和元年12月議会において可決）

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市老人ホーム入所判定委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3月 石巻市老人ホーム入所判定委員会設置運営要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

⑨その他

令和元年度第 1 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 2 年 1 月 1 4 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5 6 7 2〕

① 件 名	石巻市中高層建築物等の建築に係る建築紛争調整委員会の附属機関への位置付けについて																			
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。 これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市中高層建築物等の建築に係る建築紛争調整委員会」について、本委員会の委員における地方公務員法上の身分を整理するとともに、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 これまで要綱により設置していた「石巻市中高層建築物等の建築に係る建築紛争調整委員会」について、地方自治法上の附属機関として、適正な運用を図る。</p>																			
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号） (2) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） (3) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>																			
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	平成 2 9 年 5 月 1 7 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 (令和 2 年 4 月 1 日施行)																			
⑤ 主な内容	<p>1 設置 中高層建築物等の建築に伴う近隣関係住民と建築主との居住環境に関する紛争解決の調整のため、「石巻市中高層建築物等の建築に係る建築紛争調整委員会」を設置する。</p> <p>2 組織 委員 5 人で組織し、法律、建築、環境等の分野に関し優れた知識と経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 任期 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 また、委員は再任されることができる。</p>																			
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 令和 2 年 4 月 1 日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律に基づき、現在、要綱に設置されている「石巻市中高層建築物等の建築に係る建築紛争調整委員会」を地方自治法上の附属機関として位置付けることにより、適正な運用が図られる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">新</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">設置根拠</td> <td style="text-align: center;">条例</td> <td style="text-align: center;">要綱</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支払科目</td> <td style="text-align: center;">1 節 報酬</td> <td style="text-align: center;">8 節 報償費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">単価（報酬・報償）</td> <td style="text-align: center;">9, 5 0 0 円</td> <td style="text-align: center;">9, 5 0 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">費用弁償</td> <td style="text-align: center;">実費弁償</td> <td style="text-align: center;">実費弁償</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員 5 名</td> <td style="text-align: center;">4 7, 5 0 0 円＋実費弁償</td> <td style="text-align: center;">4 7, 5 0 0 円＋実費弁償</td> </tr> </tbody> </table>			新	旧	設置根拠	条例	要綱	支払科目	1 節 報酬	8 節 報償費	単価（報酬・報償）	9, 5 0 0 円	9, 5 0 0 円	費用弁償	実費弁償	実費弁償	委員 5 名	4 7, 5 0 0 円＋実費弁償	4 7, 5 0 0 円＋実費弁償
	新	旧																		
設置根拠	条例	要綱																		
支払科目	1 節 報酬	8 節 報償費																		
単価（報酬・報償）	9, 5 0 0 円	9, 5 0 0 円																		
費用弁償	実費弁償	実費弁償																		
委員 5 名	4 7, 5 0 0 円＋実費弁償	4 7, 5 0 0 円＋実費弁償																		

⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
【宮城県内の特定行政庁の設置状況】	
仙台市	仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成15年12月17日設置）
塩竈市	塩竈市中高層の建築物の建築に関する指導要綱に紛争調整を定めているが、紛争調整に関して令和2年度で部分削除の改正予定
大崎市	特に定めてはいない
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和2年2月	市議会第1回定例会に、石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防等に関する条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）
3月	石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防等に関する指導要綱の廃止及び石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防等に関する指導要綱実施要領の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）
⑨ その他	

令和元年度第 1 9 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出日：令和 2 年 1 月 1 4 日
 担当部・課：建設部河川港湾課〔内線 5606〕

① 件 名
石巻市旧北上川堤防利活用協議会の附属機関への位置付けについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員任用要件が厳格化される。 これに伴い、要綱に基づき設置されている「石巻市旧北上川堤防利活用協議会」について、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 これまで要綱により設置していた「石巻市旧北上川堤防利活用協議会」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 (1) 地方公務員及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号） (2) 地方公務員法（平成 2 5 年法律第 2 6 1 号） (3) 地方自治法（平成 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 9 年 5 月 1 7 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 （令和 2 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>1 設 置 石巻市中央地区の河川堤防、水域等において、民間事業者等の適性かつ公平な利活用を推進し、市民の憩いの場、にぎわいの場の創出を図るため、石巻市旧北上川堤防利活用協議会を設置する。</p> <p>2 所掌事務 協議会は、次の事項について協議を行い、市長に対して進言等を行う。 (1) 河川堤防、水域等において利用する区域の範囲及び場所に関すること。 (2) 河川堤防区域の利用及び管理運営に関すること。 (3) 河川堤防区域を利用する事業者等の決定に関すること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。</p> <p>3 組 織 委員 2 0 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 地域において活動する団体から推薦された者 (3) 地域の自治協議会から推薦された者 (4) 関係行政機関の代表者</p> <p>4 任 期 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 また、委員は、再任されることができる。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

令和2年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、現在、要綱設置されている「石巻市旧北上川堤防利活用協議会」を地方自治法上の附属機関として位置付けることにより、適正な運用が図られる。

【財源措置】

	新	旧
設置根拠	設置条例	設置要綱
支払科目	1節 報酬	8節 報償費
単価（報酬・報償）	9,500円	4,000円
費用弁償	実費弁償	報償費に含む
委員12名	456,000円+実費弁償	192,000円

※9,500円×12名×4回
行政関係者は除く。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市旧北上川堤防利活用協議会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（令和2年4月1日施行）
3月 石巻市旧北上川堤防利活用協議会設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

⑨ その他

令和元年度第 1 9 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和 2 年 1 月 1 4 日
 担当部・課：病院局事務部病院管理課〔電話 25-5671〕

① 件 名
石巻市立病院倫理委員会の附属機関への位置付けについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化される。 これに伴い、当院における医の倫理に関する諸問題を審査する「石巻市立病院倫理委員会」について、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。</p> <p>【目的】 これまでは要綱により設置していた「石巻市立病院倫理委員会」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号） (2) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） (3) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 2 9 年 5 月 1 7 日 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布 (令和 2 年 4 月 1 日施行)
⑤ 主な内容
<p>1 設 置 石巻市立病院における医の倫理に関する諸問題を審査するため、石巻市立病院倫理委員会を設置する。</p> <p>2 組 織 委員会は次に掲げる 1 0 人以内の委員をもって組織する。 (1) 医の倫理に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する者 1 人 (2) 副病院長 1 人 (3) 医師のうちから市長が任命する者 2 人 (4) 看護師のうちから市長が任命する者 1 人 (5) 薬剤師のうちから市長が任命する者 1 人 (6) 事務部門の職員のうちから市長が任命する者 1 人 (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が任命する者</p> <p>3 任 期 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 また、委員は再任されることができる。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

石巻市立病院倫理委員会について、適正な運用が図られる。

	新	旧
設置根拠	設置条例	設置要綱
支払科目	4節 報酬（病院事業会計）	2節 報償費（病院事業会計）
単価（報酬・報償）	9,500円	9,500円
費用弁償	実費弁償	実費弁償
委員1名	57,000円+実費弁償	57,000円+実費弁償

※9,500円×1名×6回

市立病院関係者は除く。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年2月 市議会第1回定例会に、石巻市立病院倫理委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和2年4月1日）

3月 石巻市立病院倫理委員会設置要綱の廃止（令和2年3月31日をもって廃止）

⑨ その他